

泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務  
プロポーザル実施要領

令和6年5月

泉大津市

## 1 目的

泉大津市では、「平時における安全・安心な食の提供」と「不測の事態に対応しうる安定的な食糧確保」を目指して、令和5年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」（以下「構想」という。）を策定した。この構想実現に向けて、令和5年度より給食や子育て世帯への支援など様々な施策を進めている。

構想実現に向けて、効率的・効果的に施策を進めるため、米穀の調達・運送・加工管理等について、一括して業務を委託するものである。

本要領は、泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務事業者（以下「選定事業者」という。）の選定にあたり、その手続きについて必要な事項を定め、泉大津市の示す条件に最も適した事業者を厳正かつ公平に選定することを目的としたものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務

### (2) 事業内容

「泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

### (3) 履行期間

令和6年8月1日から令和8年10月31日（※業務準備行為は事前に実施すること）

### (4) 提案上限額

278,329千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、業務委託契約の締結は、仕様書に記載の業務内容別に各担当課と行うため、それぞれの提案上限額を超えないようにすること。

給食用【教育政策課】 158,090千円（消費税及び地方消費税を含む。）

給食用【こども育成課】 31,883千円（消費税及び地方消費税を含む。）

市民配付用【子育て応援課】 70,341千円（消費税及び地方消費税を含む。）

市民配付用【高齢介護課】 18,015千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公募開始        | 令和6年5月15日（水）       |
| (2) 質疑書受付期限     | 令和6年5月23日（木）午後5時まで |
| (3) 質疑回答        | 令和6年5月29日（水）       |
| (4) 参加表明書提出期限   | 令和6年6月5日（水）午後5時まで  |
| (5) 参加資格審査結果通知  | 令和6年6月7日（金）        |
| (6) 企画提案書提出期限   | 令和6年6月19日（水）午後5時まで |
| (7) 辞退届提出期限     | 令和6年6月19日（水）午後5時まで |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和6年6月24日（月）【予定】   |
| (9) 選定結果通知・公表   | 令和6年6月末 【予定】       |
| (10) 契約締結日      | 令和6年7月上旬 【予定】      |

#### 4 応募（参加）資格

参加表明書の提出日時時点で、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

#### 5 参加表明

本プロポーザルに参加意思がある事業者は、下記のとおり必要書類を揃えて提出すること。

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1号）
- ② 会社概要書（様式2号）
- ③ 類似業務実績書（様式3-1号、3-2号）

・平成31年4月1日から5年間の間に受託した本件業務と類似の業務実績

- ・業務実績書記載の契約案件の契約金額が分かる写しを添付すること。
- ・元請けとして契約した業務に限る。

④ 決算報告書

直前1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの）

⑤ 登記簿謄本

⑥ 納税証明書

本店に係る法人税及び消費税（国税）。泉大津市に本店又は営業所がある場合は、泉大津市が課税しているものすべて。（参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

⑦ 印鑑証明書

法務局が発行したもの。（参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの）

⑧ 使用印鑑届（様式4-1号）

⑨ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式4-2号）

※令和5・6年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は、④～⑨の書類をあわせて提出してください。

(2) 提出部数

上記①～③を各1部提出すること。

（入札参加資格を有していない場合は④～⑨も提出すること。）

(3) 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時まで

(4) 提出先 泉大津市政策推進部政策推進課

(5) 提出方法 電子メール（メールアドレス：seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp）

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ持参又は郵送により提出すること。

※ 参加申込書等の審査結果は、令和6年6月7日（金）に「参加資格審査結果通知」を参加事業者へ電子メールにて送付する。

## 6 質疑及び回答

本プロポーザルに関して質疑がある場合は、「質問書（様式5号）」に必要事項を記載し、以下のとおり、泉大津市政策推進部政策推進課まで電子メールにて提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式5号）

(2) 提出期間 令和6年5月15日（水）～令和6年5月23日（木）午後5時まで

(3) 提出先 泉大津市政策推進部政策推進課

(4) 提出方法 電子メール（メールアドレス：seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp）

なお、件名欄は「泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務プロポーザルに係る質問」とする。

質問書を提出した場合、受信確認のため、その旨を以下まで電話で連絡すること。但し、電話対応時間は、開庁日の8時45分から12時まで及び12時45分から17時15分までとする。

泉大津市政策推進部政策推進課

電話番号 0725-33-1131 (内線2411)

(5) 回答方法 泉大津市ホームページにて公表する。

(6) 回答日 令和6年5月29日(水)

※ 評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けない。

## 7 参加資格審査結果通知

(1) 審査内容 指定した提出物の提出状況確認審査(事務局による書類審査)

(2) 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

## 8 企画提案

参加資格を有すると認められた参加事業者は、仕様書に基づき、最適な提案を行うものとする。

(1) 提出場所 泉大津市役所4階・泉大津市政策推進部政策推進課

(2) 提出書類

① 企画提案書(様式6号)

② 参考資料(プレゼンテーションで使用するもの)

③ 総括責任者業務実績書(様式7号)

④ 実施体制調書(様式8号)

⑤ 業務完了までの工程表(任意様式)

⑥ 見積書(任意様式)

※ 消費税率については、10%として積算すること。

※ 用途別での単価を提示すること。また、仕様書「3 業務内容(1)~(5)」の内訳が分かるように単価を出すこと。

⑦ ①~⑥の電子データ(PDF)を記録した電子媒体

(3) 提出部数

① 1部

②~⑤を1部と整理し、8部(正本1部 副本7部)

副本には社名を特定できる事業者名、ロゴ等は記載しないこと。

⑥・⑦ 1部

電子媒体はCD-R又はDVD-R、USBメモリーとする。

(4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合:令和6年6月19日(水)必着)

(5) 内容等

仕様書・審査基準を踏まえて企画提案書を提出すること。

## 9 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、辞退届(様式9号)を期限までに事務局に提出するものとする。

## 10 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日 令和6年6月24日(月)【予定】 ※詳細は後日通知
- (2) 実施場所 泉大津市役所
- (3) 実施要領

実施について次のとおりとする。なお、企画提案者が1者の場合であっても本審査を実施するものとする。

ア プレゼンテーション所要時間は20分とし、質疑応答は概ね20分とする。

イ 使用する資料は企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。

ウ プレゼンテーションで動画やパワーポイント等を使用する場合は、企画提案書の提出期限までに使用するデータを提出すること。事前に提出しない場合はプレゼンテーションでの使用を認めない。

エ プレゼンテーションへの参加は4名までとする。総括責任者は出席すること。

オ プレゼンテーションへの参加者は、事業者名を表示した名札等(会社バッチを含む)の着用を禁止とし、会社名が特定できないような衣服、身の回りに配慮すること。

カ プレゼンテーション審査は非公開とする。

## 11 審査方法

### (1) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査員審査項目		審査基準	配点
1	業務理解度	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の趣旨・目的をよく理解した妥当な提案となっているか。</li><li>・実施方法や内容が具体的で、業務目的達成のために適切かつ効果的な提案となっているか。</li></ul>	20
2	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当者の実績や配置等、業務遂行に十分な体制が整えられているか。</li><li>・作業工程が適切に設定され、実現性のあるものとなっているか。</li><li>・作業過程での予測されるトラブルについて検討・対応体制が整えられているか。</li></ul>	30
3	調達	<ul style="list-style-type: none"><li>・米穀について豊富な知識を有しているか。</li></ul>	10
4	精米加工技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・精米加工後の米は本業務の趣旨・目的に沿ったものとなっているか。</li><li>・精米加工や、工程における廃棄物の処理等について、環境に配慮されたものとなっているか。</li></ul>	20

5	配送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材を配送するに適した車両を準備できるか</li> <li>・全配送対象者が受け取りやすい実施内容・計画となっているか</li> </ul>	15
6	梱包	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民配付用について、趣旨に沿ったパッケージデザインの提案が検討されているか</li> </ul>	10
7	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容の説明や質問に対する応答が明確であるか。</li> <li>・取り組み姿勢に熱意が感じられるか。</li> </ul>	15
合 計			120

事務局審査項目		審査基準	配点
1	業務実績	類似業務に関する受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。 (類似実績件数×2点)	10
2	見積金額	配点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 (上記計算式の数値の小数点以下を四捨五入する) ※企画提案者が1者の場合は、10点とする。	20
合 計			30

(2) 審査方法

- ア 企画提案書等に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査基準に基づいて評価し、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点し、高い評価を得た事業者を最優秀提案者として決定する。
- イ 複数者において、審査の基準点を満たす合計点数が同点の場合、審査委員会において審議のうえ決定する。
- ウ 企画提案者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点以上で最優秀提案者とする。
- エ 審査の合計点数が基準点に満たない者は、最優秀提案者の対象とならない。
- オ 選定の取消しがあった場合には、審査委員会の審査により6割の点数（基準点）以上を得点したが、落選となった企画提案者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

(3) 結果の公表及び通知

審査結果は応募者全員に通知し、決定した事業者名を市ホームページで公表する。

- ア 通知日 令和6年6月末【予定】
- イ 公表日 令和6年6月末【予定】
- ウ 通知方法 様式1号の連絡先に電子メールにて通知

- ※ 審査結果についての異議は認めない。
- ※ 電話や窓口などによる問い合わせは認めない。

## 1.2 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 応募（参加）資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (4) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- (5) 企画提案者が、事業を実施することが困難と認められる状態が確認できた場合。

## 1.3 契約に関する事項

### (1) 契約方法

- ① 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案者）が、泉大津市米穀調達運送加工管理等委託業務（随意契約）の受託候補者となる。
- ② 業務委託契約の締結は、泉大津市が設定する予定価格の範囲内で、受託候補者と交渉を行う。
- ③ 業務委託契約の締結は、仕様書に記載の業務内容別に各担当課と締結するものとする。  
給食用（教育政策課及びこども育成課）  
市民配付用（子育て応援課及び高齢介護課）
- ④ 受託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、または受託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、泉大津市が設定する予定価格の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

### (2) 契約内容の調整、仕様書の確定

受託候補者と泉大津市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書、企画提案書、プレゼンテーション資料及びその内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

### (3) 見積書の提出

受託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

### (4) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 1.4 その他留意事項

### (1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。

### (2) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

### (3) 提出期限

提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差替え及び再提出は、認めないものとする。

(4) 辞退

企画提案書を提出期限までに提出しない場合又は企画提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案参加を辞退したものとみなす。

(5) 提案書等の取扱い

提案書その他企画提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。（但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。）

(6) 著作権

提案書の著作権は企画提案者に帰属する。但し、泉大津市は、審査結果の公表等、必要な範囲で提案書等を使用することができる。

(7) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、事業実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、法律及びその他関係法令を厳守すること。

(8) 事業実施体制の構築

選定された場合、事業を速やかに開始し、泉大津市と協議のうえ必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

(9) 業務報告

事業終了後において、報告書を提出すること。なお、事業実施中においても途中経過の業務報告を求める場合がある。

1 5 事務局（お問い合わせ先・書類提出先）

担 当 泉大津市政策推進部政策推進課  
住 所 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号  
電話番号 0725-33-1131（内線2411）  
E-mail seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp